

災害時要援護者支援計画

～みなさんで協力し、
要援護者の方々を支援しましょう～

千葉県野田市

1 野田市の概要

- 平成15年6月
旧野田市と旧関宿町が
合併し、新野田市が誕生
- 都心から約30キロ
関東平野のほぼ中央、
千葉県の北西部に位置

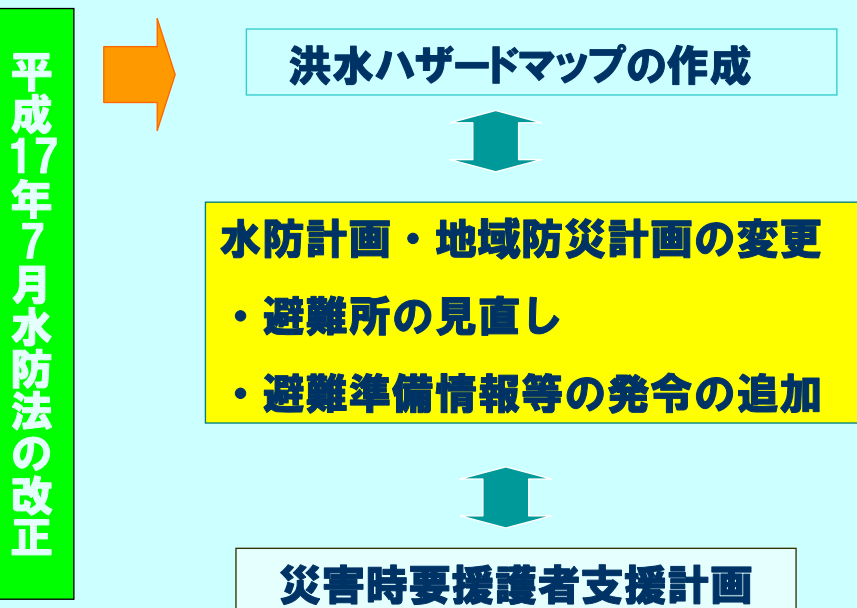


2 地形・人口・面積

- ・ 東が利根川
西が江戸川
南が利根運河
三方を河川に
囲まれた
特殊な地形
- ・ 人口
約15万6千人
- ・ 面積
103.54
平方キロ



3 災害に備えた要援護者 支援体制の整備へ



4 計画の位置づけ

野田市地域防災計画



地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者の支援



個人情報の保護に留意



平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、もって要援護者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的

野田市災害時要援護者支援計画

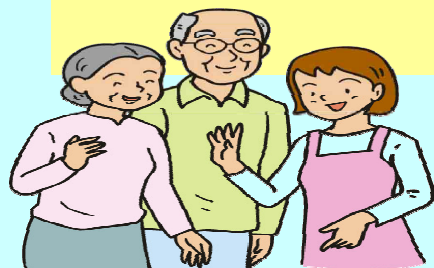
5 計画のポイント

1 この計画を進めていくためには、自治会・自主防災組織のご協力が不可欠であること。

「自治会等・要援護者の同意を得て実施」

2 個人情報の保護に、最大限の配慮をしている。

3 未同意の地区の要援護者についても、災害時に備えて、名簿の作成・保管を行うこと。



6 避難支援を行う対象範囲

要援護者の範囲

災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者を対象

- ① 身体障害者
- ② 精神障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 要介護等認定者
- ⑤ 高齢者のみの世帯
- ⑥ 上記のほか、避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者

【家族等の介助により避難に支障がない者を除きます。】

7 個人情報保護のための措置

1 個人情報保護に関する指導・啓発

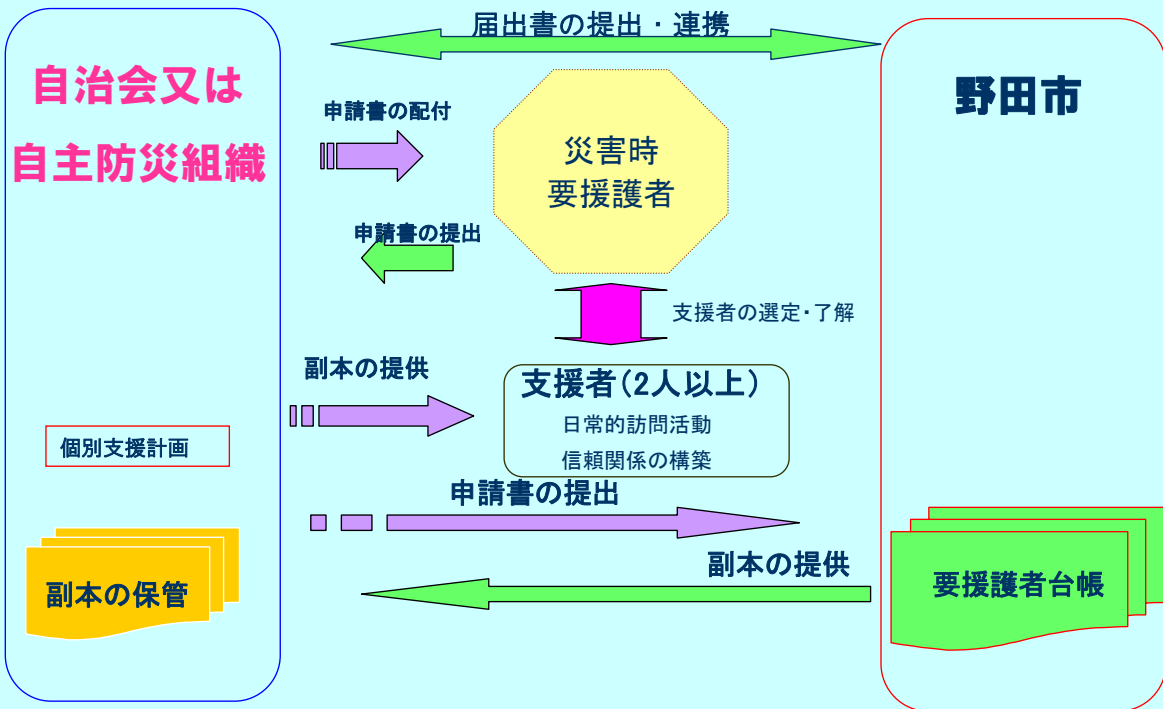
2 個人情報の管理

次の事項を遵守するよう徹底するものとする。

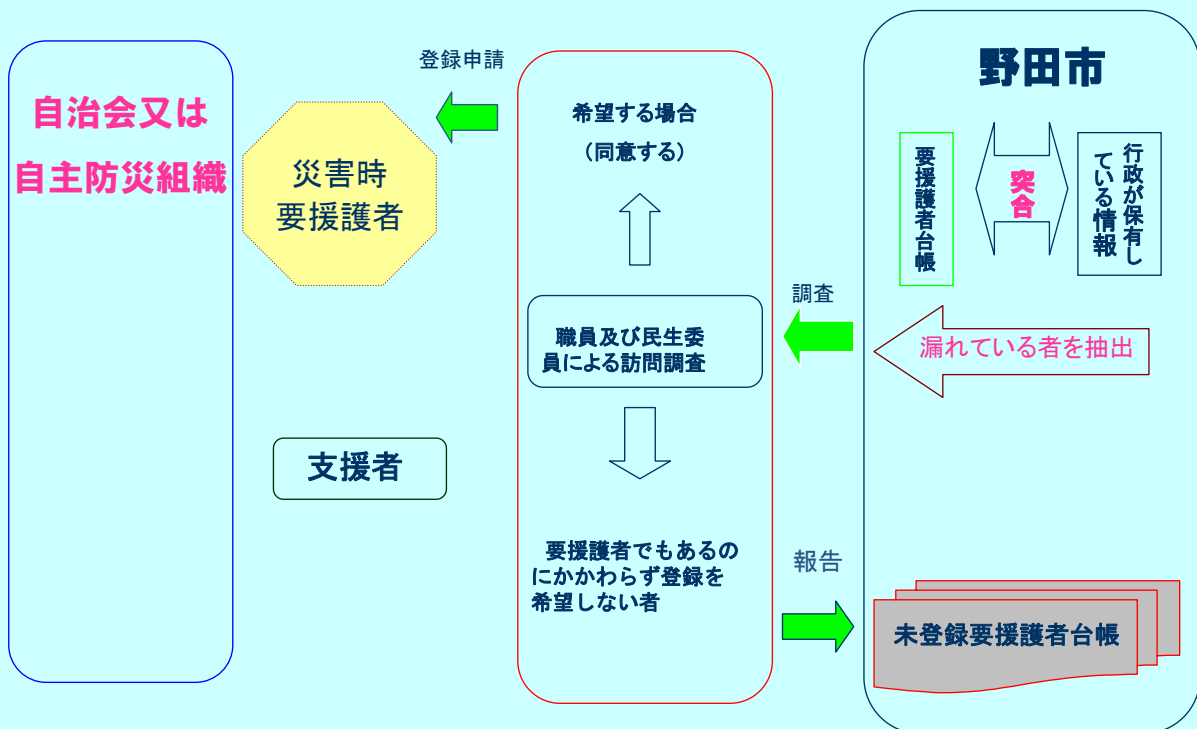
- ① この計画に定めた者以外の者に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ② この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。（市長が管理する場合を除く。）
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ⑤ 完了等によって不要となった個人情報を、速やかに廃棄し、又は消去すること。

① 平常時における実施地区

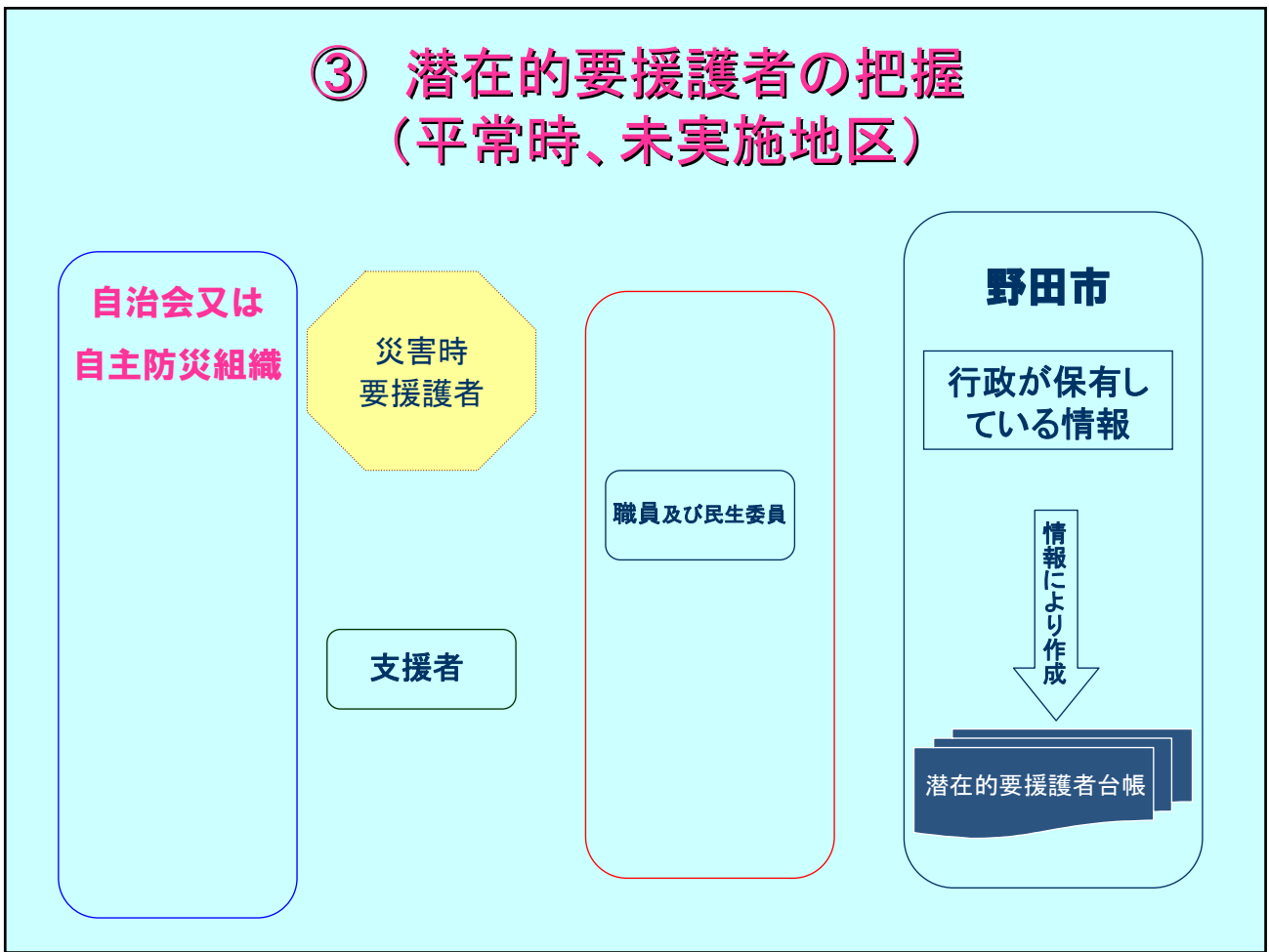
自治会等が計画に取り組む地区



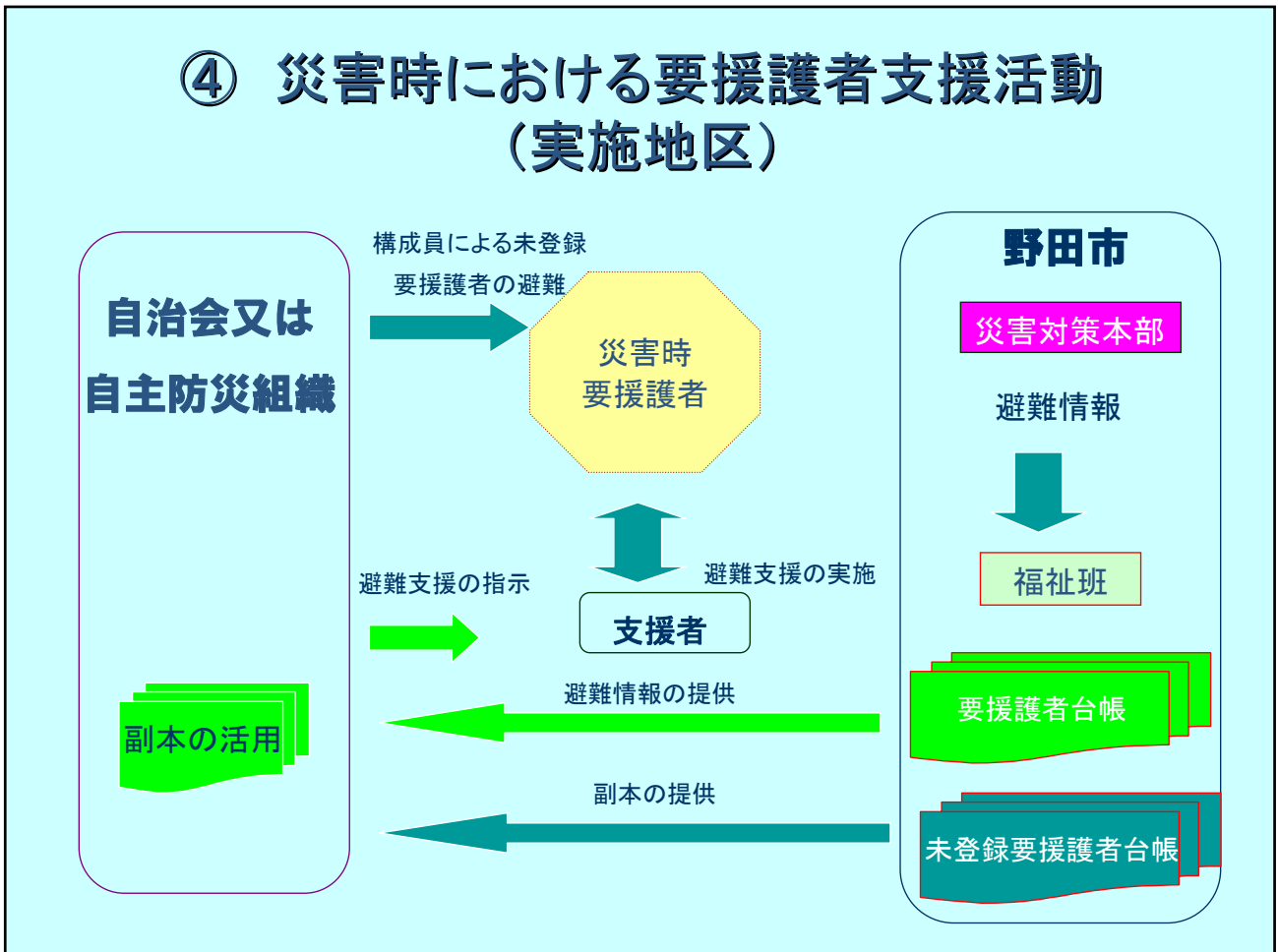
② 行政情報との突合による要援護者の補足的把握 (平常時・実施地区)



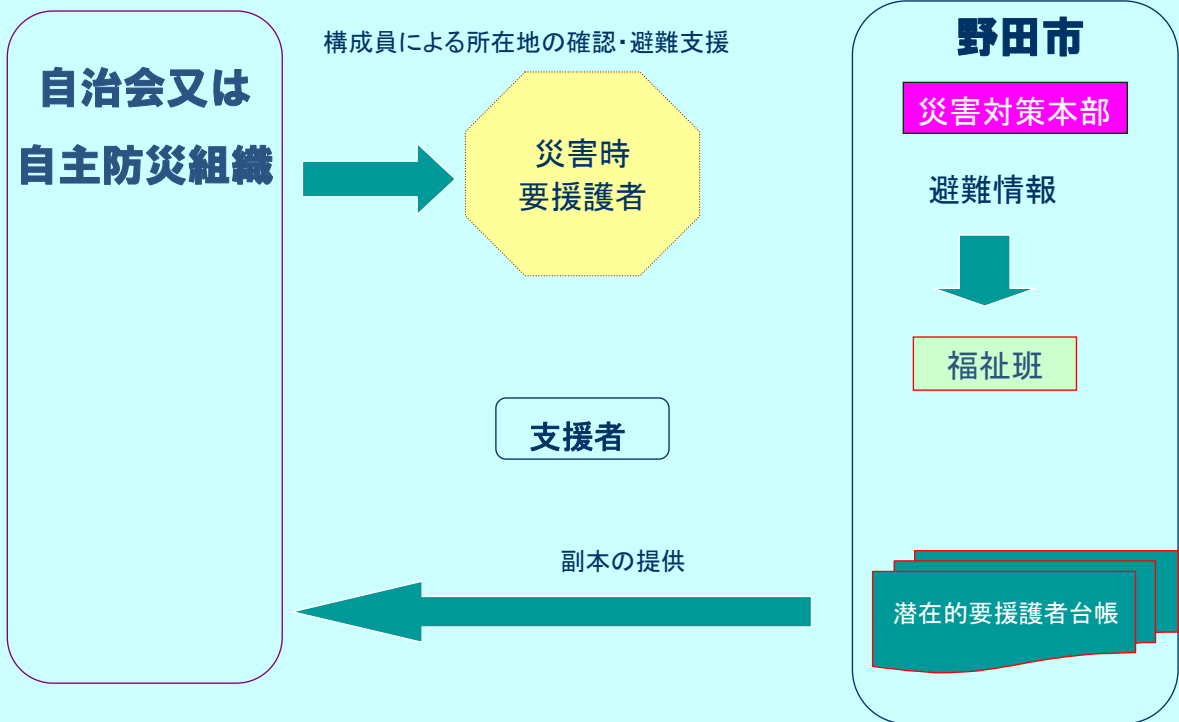
③ 潜在的要援護者の把握 (平常時、未実施地区)



④ 災害時における要援護者支援活動 (実施地区)



⑤ 災害時における要援護者支援活動 (未実施地区)



野田市の取組状況

